

投資顧問契約締結前交付書面

所在地 東京都中央区八丁堀四丁目11番3号
金谷ビル3階
商号 フェアトレード株式会社
登録番号 関東財務局長（金商）第2669号

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。
この書面は重要ですので、十分にお読み下さいますようお願いいたします。

● 投資顧問契約の概要

1. 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
2. 当社の投資助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の投資助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

● 報酬等について

お客様との投資顧問契約に基づき、国内の上場株式、日経225先物取引、FXに係る投資判断に関わる助言を行います。投資助言は、お客様よりご指定いただいた電子メールアドレスに配信する形もしくはホームページにて閲覧する形にて行います。なお、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

| 会員区分 | 報酬額（税込） | 助言の内容及び方法等 |
|------|-----------|--|
| ゴールド | 月額10,800円 | 当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、または企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行う。推奨銘柄を大型株式に限定せず、新興市場の銘柄も含め、月1回以上の頻度にて投資助言（売買の別、時期についての助言）を提供する。 |

| | | |
|------|-----------|---|
| プラチナ | 月額31,500円 | 当社制作の「システムトレードの達人」をプラットフォームとして開発した独自の売買ルールに基づく推奨銘柄の選択、または企業の収益力、資産価値などから算出される投資価値に比べ、株価が割安であると判断される推奨銘柄の選択を行う。ゴールドでは投資助言の内容は、銘柄名、売買の別、時期についての助言に限定されるが、プラチナでは投資助言の内容として顧客が選択した標準的な運用金額をもとに算出した株数を加えて提供する。また、プラチナでは買いだけでなく空売りの投資助言も提供する。 |
|------|-----------|---|

※金融商品取引業者を相手方とする投資顧問契約については、上記会員区分によらず、お客様との個別協議により投資助言サービス内容及び方法（報酬額を含む）を決定いたします。

● 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約は、金融商品の価値等について助言するものですが、有価証券の価値等は日々変動しており、将来にわたる価値等を保証するものではなく、助言に基づいてお客様が行う金融商品取引により損失が生じるおそれがあり、投資元本が保証されているものではありません。

当社が行う助言に基づいてお客様が行う金融商品取引における主なリスクは次のとおりです。

(1) 国内の上場株式に係る投資

①上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

②上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

③上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上

場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

(2) 日経225先物取引に係る投資

①株価指数先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。

②市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。

③株価指数先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

④所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合があります。

⑤金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託等が必要となる場合があります。

⑥市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

⑦市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

(3) FXに係る投資

①外国為替相場は常に変動しており、短期間に大きく変動する場合があります。相場が業者の思惑とは異なる方向へ動いた場合には、損失を被るリスクがあります。その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。

②外国為替証拠金取引は、小額の資金（証拠金）で大きな額の取引ができるレバレッジ効果によって多大な利益を得ることが可能な反面、大きな損失を被る恐れもあります。その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。

③外国為替相場の変動等により未決済建玉に評価損が発生し、取引証拠金から当該評価損額を差引いた額が、維持すべき証拠金額を下回った場合、未決済建玉のすべてが自動的に反対売買されることにより、決済されます。相場状況等によっては、その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。

④逆指値注文は、外国為替相場が急激に変動した場合などの状況においては、指

定した価格から大きく乖離して約定されることがあります。このため、損失を限定させるために行われた逆指値注文は、必ずしも損失を想定した額の範囲に留められるとは限らず、意図しない損失となる可能性があります。相場状況等によっては、その損失額は、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金額を超える可能性もあります。

⑤外国為替市場において、取引高が少ないことから決済のための売戻しや買戻しが行えないことにより発生するリスクがあります。取引する通貨固有の流動性に加え、主要国の休日や、天変地異、戦争やテロ、政変、政府による外国為替管理政策の変更などが、その原因になり得ます。

⑥外国為替証拠金取引は、外国為替証拠金取引業者との間で行われる相対取引（店頭金融先物取引）です。このため、外国為替証拠金取引業者の信用状況によっては損失を被る危険性があります。但し、外国為替証拠金取引業者に預託した証拠金は、外国為替証拠金取引業者の自己資金とは別に分別保管されることにより、営業者の資産が保全されるように図られています。

● クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日を経過するまでの間に、書面による意思表示にて投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりです。

・投資顧問契約に基づく投資助言サービス提供の有無に関わらず報酬額は受けないものとし、前払いされた報酬額がある場合はその全額を返金いたします。

④契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、書面による意思表示にて投資顧問契約を解除することができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日を含む月の末日となります。

③契約の解除日の翌日以降分の報酬につき前払いがある場合はその全額を返金いたします。

● 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発

生じます。

● 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

● 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

● 会社の概要

- 1 所在地 東京都中央区八丁堀四丁目11番3号 金谷ビル3階
- 2 商号 フェアトレード株式会社
- 3 登録番号 関東財務局長（金商）第2669号

- 4 資本金 金1290万円

- 5 役員の氏名 代表取締役 西村 剛
取締役 秋山 大介

- 6 主要株主 西村 剛
秋山 大介

戸崎 裕隆
西村 純子
齋藤 正章

7 分析者・投資判断者 西村 剛
平山 修司
田村 祐一

8 助言者 西村 剛
平山 修司
田村 祐一

9 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-6280-4950

eメールアドレス support@kabu-systemtrade.com

10 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、関東財務局にて、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

11 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記9の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金／9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

1.2 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

1.3 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、以下の事業を行っています。

- ・株式投資に関するソフトウェアや投資セミナーのDVD等の制作及び販売
- ・株式投資に関する教室やセミナーの企画及び運営

以上